

## 厳しい経済情勢下での労務管理

長崎労働局労働基準部監督課

現在の厳しい経済情勢の中で、やむなく労働条件の引き下げや希望退職の募集、解雇など雇用調整を行わざるを得ないとする企業もみられます。

解雇や雇止め、労働条件の切下げ等は、労働者の生活に大きな打撃を及ぼすものであることから、その実施に当たっては、法令で定められている規制や手続き、裁判例を踏まえ慎重に検討を行うことが最低限必要です。

### 【法令】

やむを得ず解雇を行う場合でも、労働基準法にしたがって、30日前に予告を行うことや予告を行わない場合には解雇予告手当を支払うことが必要です。(労働基準法第20条)

客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当と認められない解雇は、権利を濫用したものとして無効となります。(労働契約法第16条)

期間の定めのある労働契約については、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間が満了するまでの間において、解雇することはできません。(労働契約法第17条)

### 【裁判例】

整理解雇については、人員整理の必要性、人選の合理性、解雇回避努力の履践、説明義務の履践等の4つの事項に着目して、解雇権の濫用とされないか判断されています。

(平成12年12月1日大阪地裁判決)

### 【厚生労働大臣告示】

使用者が講ずるべき措置について「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」が定められています。

長崎労働局では、現下の経済情勢から生じる様々な労働条件や労務管理に係る問題についての相談に対応するため、「労働条件特別相談窓口」を設置しています。

なお、適切な労務管理の必要性等をわかりやすく説明したパンフレットを作成しておりますので参考としてください。

(長崎労働局ホームページ <http://www.nagasaki.plb.go.jp/> トピックス2008.12.15「労働条件特別相談窓口の設置について」からダウンロードできます。)

### 【パンフレット】

「厳しい経済情勢下での労務管理のポイント」  
「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準について」  
「労働契約法のポイント」

※ 事業主の皆様が雇用の維持や離職する労働者の再就職支援に取り組む場合支援策が用意されていますので、ぜひ活用ください。

支援策には、下記の助成金等があります。支援策の詳細は、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）及び長崎労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

## 助成金のご案内

長崎労働局職業安定部職業対策課

平成20年12月、平成21年2月、平成21年4月創設・拡充版

### 昨今の不況による事業経営の支援として

#### ● 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

【概要】景気の変動などの経済上の理由による事業縮小を行う際、解雇を避けるために休業、教育訓練、出向による雇用調整を行う場合。

【助成内容】休業手当、賃金負担額の一部と教育訓練実施に対する助成。

#### ● 派遣労働者雇用安定化特別奨励金

【概要】派遣先事業主が、派遣期間が満了するまでに派遣労働者を直接雇用する場合。

【助成内容】半年、1年半、2年半経過ごとに支給。1人あたり最初の半年50万円、以後25万円（大企業は半額）。

#### ● 離職者住居支援給付金

【概要】退職前から事業主が提供していた住居に、退職後も原則無償で継続居住を行わせた場合。

【助成内容】住居経費を助成。

#### ● 残業削減雇用維持奨励金

【概要】景気の変動などの経済上の理由による事業縮小を行う際、解雇を避けるために、その雇用する労働者等の残業時間を削減して雇用の維持等を行う場合。

【助成内容】有期契約労働者は、半年毎に1人あたり15万円（大企業は10万円）、派遣労働者は半年毎に1人あたり22万5千円（大企業は15万円）。

## 新たな労働者の雇入れへの支援として

### ● 若年者等正規雇用化特別奨励金

【概要】年長フリーター等（25歳以上40歳未満）、採用内定を取消された方（40歳未満）を正規雇用する場合で、年長フリーター等については3種類の助成金。

①直接雇用型 ②トライアル雇用型 ③有期実習型訓練修了者雇用型

【助成内容】半年、1年半、2年半経過ごとに支給。1人あたり最初の半年50万円、以後25万円（大企業は半額）。

### ● 高齢者雇用開発特別奨励金（特定求職者雇用開発助成金）

【概要】新たに障害者、高齢者、母子家庭の母等の方を雇入れた場合。

【助成内容】半年、1年経過ごとに支給。障害者の方につきましては1年半、ただし重度の場合等は2年経過まで。1人あたり半年ごとに30万円から60万円（大企業15万円から34万円）。

### ● 試行雇用奨励金

【概要】短期間（3カ月）の試行雇用を実施した場合。

【助成内容】1人あたり月額4万円（最大3カ月）。

### ● 介護未経験者確保等助成金

【概要】介護関係職の未経験者を雇入れ、1年以上継続雇用する場合。

【助成内容】半年、1年経過ごとに支給。1人あたり25万円（半年）。

### ● 介護労働者設備等整備モデル奨励金

【概要】介護関係事業主が、労働者の身体的負担軽減を図るため、移動用リフト等の福祉機器を導入した場合（事前の計画書の提出が必要）。

【助成内容】導入に要した費用の1/2（上限250万円）。

### ● 地域求職者雇用奨励金（地域雇用開発助成金）

【概要】事業所を設置・整備し、労働者を雇入れた場合、一定条件により助成。

【助成内容】設立・運営に要した費用と雇入れた労働者数により。

### ● 地域再生中小企業創業助成金（地域雇用開発助成金）

【概要】新たに創業（法人等の設立）し、1人以上雇入れる場合。（指定業種で中小企業に限る）

【助成内容】設立・運営に要した費用の1/2（上限有り）、雇入れた労働者1人あたり60万円。

## 【労働条件特別相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
長崎労働局 総合労働相談コーナー内	〒850-0033 長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階（企画室内）	095-801-0023
長崎労働局 長崎総合労働相談コーナー内	〒852-8535 長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎2階 長崎労働基準監督署内	095-846-6390
長崎労働局 佐世保総合労働相談コーナー内	〒857-0041 佐世保市木場田町2-19 佐世保合同庁舎3階 佐世保労働基準監督署内	0956-24-4161
長崎労働局 諫早総合労働相談コーナー内	〒854-0081 諫早市栄田町47-37 諫早労働基準監督署内	0957-26-3310
長崎労働基準監督署 五島駐在事務所内	〒853-0015 五島市東浜町2-1-1 長崎労働基準監督署 五島駐在事務所	0959-72-2951
長崎労働局 江迎総合労働相談コーナー内	〒859-6101 北松浦郡江迎町長坂免123-19 江迎労働基準監督署内	0956-65-2141
長崎労働局 島原総合労働相談コーナー内	〒855-0033 島原市新馬場町905-1 島原労働基準監督署内	0957-62-5145
対馬労働基準監督署内	〒817-0016 対馬市厳原町東里341-42 対馬労働基準監督署	0920-52-0234
長崎労働局 壱岐総合労働相談コーナー内	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触620-4 対馬労働基準監督署 壱岐駐在事務所内	0920-47-0467

## 【助成金等窓口】

窓 口	所在地	電話番号	
長崎労働局 職業安定部職業対策課	〒850-0033 長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階	095-801-0042	
公共職業安定所	長崎公共職業安定所	〒852-8522 長崎市宝栄町4-25	095-862-8609
	西海出張所	〒857-2303 西海市大瀬戸町瀬戸西浜郷412	0959-22-0033
	佐世保公共職業安定所	〒857-0851 佐世保市稲荷町2-30	0956-34-8609
	諫早公共職業安定所	〒854-0022 諫早市幸町4-8	0957-21-8609
	大村公共職業安定所	〒856-8609 大村市松並1-213-9	0957-52-8609
	島原公共職業安定所	〒855-0042 島原市片町633	0957-63-8609
	江迎公共職業安定所	〒859-6101 北松浦郡江迎町長坂免182-4	0956-66-3131
	五島公共職業安定所	〒853-0007 五島市福江町7-3	0959-72-3105
	対馬公共職業安定所	〒817-0013 対馬市厳原町中村642-2	0920-52-8609
壱岐出張所	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触620-4	0920-47-0054	